

2007年4月10日

FAX . 052 - 952 - 8086

国土交通省 中部運輸局

鉄道部監理課課長補佐 加藤新太郎様

〒 東京都足立区

半澤一宣

冠省 3月30日付けの回答書を拝見して感じた疑問・不明点について再度御教示願いたく、お便りさしあげます。

最大の疑問は、名鉄が、今回の事件の本質であるところの「駅員が、目の前で発生した（暴力行為という）犯罪に見て見ぬふりをしたことに係る法的・道義的責任」について一体どう考えているのか？という問題に対して、回答を回避することで責任逃れを正当化しようとしていることです。

今回の貴局からの回答書を拝見する限り、名鉄は、貴局へも「対応を警察に引き継いだことで自らの責任は果たした」としか回答していないように思われます。これは、今年1月16日付けで直接私に届いた回答書に記してあった内容の域を出るものではありません。

名鉄のこのような主張は、鉄道係員に与えられている司法警察権の不履行という不法行為（不作為）を正当化する、違法なものでしかありません。なぜなら、もしも名鉄に限らない鉄道事業者の係員には司法警察権が存在しないと仮定すると、例えば不正乗車をした旅客を見つけたときにその身柄を拘束し（法令及び約款に基づく）増運賃を請求する権限を行使することの根拠が失われるという矛盾が生じるからです。名鉄が、司法警察権に関して権利だけを主張し、責務を否定しているのは、自らの都合で司法警察権に係る解釈を変えるダブルスタンダードに他なりません。

名鉄が、この自己矛盾について私のみならず（鉄道事業者の監督機関である）貴局に対してもその説明責任を果たしていないところに、最大の問題があると言わざるを得ません。

もしも貴局が、このような内容の報告だけで名鉄を不問になさるとしたら、名鉄の無責任な対応方に「お墨付き」を与えてしまうことによって、同様の犯罪被害を再度誘発することを通じ、鉄道という公共施設の秩序と治安の更なる悪化を引き起こすことになってしまうと考えられます。

鉄道とは（他の公共交通機関もそうですが）利用者を目的地まで運送する過程において運転事故さえ起こさなければよいというものではありません。安全とは（手動式踏切における事故防止など）運転上のそれだけでなく、治安上などのそれも含めた、総合的なものでなければならぬはずで、もしも「利用者が途中で怪我をしたり、病気にかかったりしても、目的地まで運べば鉄道事業者の責任は果たしたことになる」という論理が正当化されてしまうとすれば、それは国民の「安全に・安心して移動できる自由」=交通権の否定につながります。

社会全体の治安が日々悪化する中で、名鉄に限らない鉄道事業者が、今回の事件のように鉄道施設内の治安確保に係る責任を警察に丸投げするのを正当化しようとするのでは、鉄道は「取るもの（運賃）だけ取っておきながら利用者への責任を果たしていない」と、国民からの信頼を失って当然ではないでしょうか。それが国民のマイカー利用の増加を通して、地球環境問題などの更なる悪化をも誘発することにつながることを考えると、今回の名鉄のような責任逃れは、決して許されるべきではありません。

私は、貴局に2月1日付けで送付した要請書に記した「要請の主旨」の3項目に関する報告を速やかに再度提出することを名鉄に指導し、その報告内容を私あてにお知らせくださいますよう、重ねて貴局に要請いたします。

取り急ぎ用件のみにて失礼いたします。

草々